

プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書（案）に対する意見

一般財団法人情報法制研究所

理事長 鈴木正朝

2019年3月8日

意見 1

【該当箇所】

第2章 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状

第1節 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る法制度等の現状

1. 通信の秘密の保護

【意見】

電気通信事業法の域外適用については、海外事業者に対して日本国内における国内管理人/代理人の設置を義務付けるなど、実効性ある執行を確保する観点から、引き続き検討が行われることが必要である。

意見 2

【該当箇所】

第2章 電気通信分野における利用者情報の取扱いに係る現状

第2節 IoT化・デジタル化の進展に伴う電気通信分野における変化の現状

4. 利用者情報の取得・活用に対する、サービス提供者のニーズの高まり

【意見】

データ寡占については、プラットフォーム事業者が事業活動の中で取得してきた情報の持つ商業的価値の大きさ、それに伴い生じる新規参入障壁の度合い、競争政策上の課題などを総合的に考慮した上で検討を進める必要があると考える。

意見 3

【該当箇所】

第3章 プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応上の主要論点と基本的方向性

第1節 基本的視点（利用者情報の利活用とプライバシー保護とのバランス）

【意見】

eIDAS 規則に相当する、包括的かつ国際的にも相互運用可能な法規制を整備することについて賛成する。

本件についての問い合わせ先

一般財団法人情報法制研究所 専務理事 江口清貴

東京都千代田区永田町二丁目17-17 AIOS 永田町312号室

電話番号: 03-6205-8183 E-mail : jilis@jilis.org